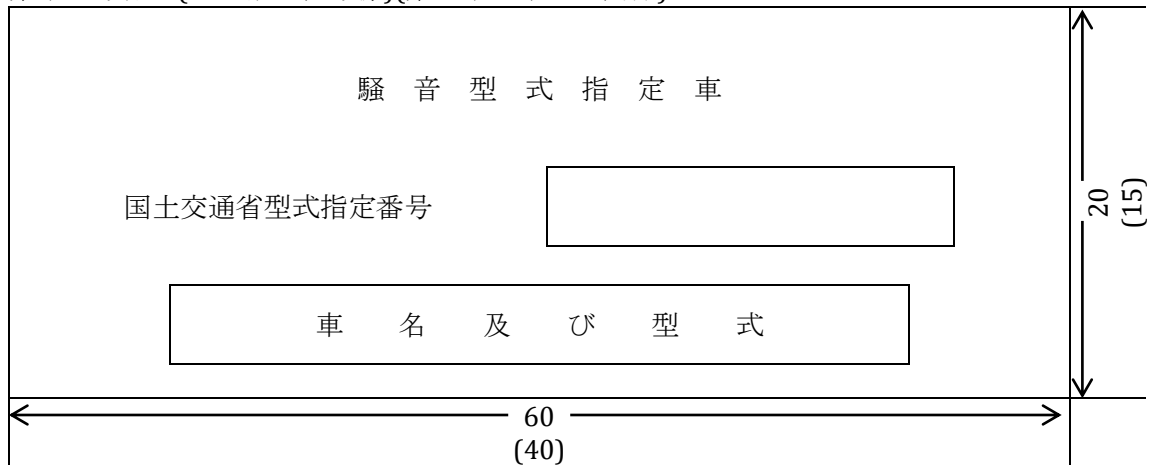


第十七号様式(型式指定番号標)(第六十二条の四関係)



備考

- (1) 型式指定番号標は、金属製とし、図示の例によること。
- (2) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。この場合において、かつこ内に示す寸法は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)に表示する場合の寸法とする。